

トラブルに注意!!



こんな住宅修理業者には要注意!

必ず事前に損害保険会社・代理店に相談を!

ケース 1 強引に契約を迫る

「見積無料!」
「保険金使えます!」
「ずいぶん強引な勧誘ね」
※冬季に水道凍結事故を理由に勧誘してくるケースもありますのでご注意ください。

ケース 2 住宅修理に関する契約書を渡さない

「契約書ください」
「後で渡します」
「?」

ケース 3 住宅所有者になりすまして保険金請求を行う

「私は〇×と申します」
「私になりすまして事実と異なる報告を保険会社にしているわ」

ケース 4 ウソの理由で保険金請求するように勧める

「雪災や風災が原因と言えば問題ないです」
「保険会社にウソの報告をして大丈夫かしら」
※保険契約者が虚偽の保険金請求をすると、保険金詐欺に関与しているとみなされる可能性があります。

ケース 5 高額なキャンセル代等を要求する

「聞いてない!」
「高い!」
「解約の場合、キャンセル代をいただきます」

ケース 6 ずさんな工事をして逃げる

「お金返して!」
「まだ工事が終わってない」
「バイバイ」
「保険金」

- 住宅修理(リフォーム)に関する不当な契約は解除できる場合があります。最寄りの消費生活センターなどに早めに相談しましょう。※北海道立消費生活センター:050-7505-0999または消費者ホットライン:188「嫌や!(イヤヤ!)」。
- 道内には、数多くの優良な業者が存在します。住宅修理(リフォーム)の際には、複数の業者から見積りを取るなどして金額や契約内容をよく確認しましょう。
- 住宅修理業者の勧誘チラシに提携審査機関として「日本損害保険協会」の名称やロゴが無断で使用されることがあります。当協会が住宅修理業者と提携等することはありませんのでご注意ください。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）



損害保険のご
相談にのってほしいの…

損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

【受付時間】月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）の午前9時15分～午後5時

【電話番号】ナビダイヤル **0570-022808**（通話料有料）

IP電話からは、**そんぽADRセンター北海道 011-351-1031** へおかけください。

※損害保険のご加入、ご契約内容の変更や事故のご連絡は、直接、損害保険会社またはお取扱いの代理店へお願いいたします。

損害保険業界は、不正請求対策を行っています

不正請求者が受け取る保険金は、皆様の保険料から支払われます

「火災保険」、「自動車保険」、「海外旅行保険」、「医療保険」等の不正請求者の情報を下記のホットラインで受付けています。

不正な保険金請求を見つけたら

**保険金不正請求
ホットライン**

ふ せ い は つ う ほ う
0120-271-824 まで



保険金不正請求ホットライン

検索

<http://www.fuseiseikyu-hl.jp/>

一般社団法人

日本損害保険協会

※本チラシ表面に記載されている事例では、「ケース3」および「ケース4」が通報受付の対象となります。

参考
情報

北海道住宅リフォーム推進協議会では、 登録事業者の情報を公開しています

北海道住宅リフォーム推進協議会の「事業者登録制度」では、一定の資格要件を満たす住宅リフォーム事業者に関する以下の情報をホームページで公表しています。<http://www.h-reformkyo.net>

- ・事業者の基本情報（所在地、連絡先、従業員数、許可や登録の種類等）
- ・技術資格者の内容と人数
- ・得意とするリフォーム工事の種類、過去に実施したリフォーム事例 等



※本登録制度は優良事業者であることを保証するものではありません。事業者を選択する際の情報としてご利用いただくことを目的としています。事業者の選択に際しては、複数の業者から見積もりを取り、リフォームの内容等について十分に相談することが大切です。

本制度に関するお問い合わせは、011-251-2794（事務局：一般社団法人 北海道建築技術協会）まで。

損害保険ワンポイント講座



火災保険では火災以外による損害も補償する場合がありますか？

はい。台風や暴風雪等の自然災害による損害については、火災保険の契約内容によって補償される場合があります。ただし、経年劣化等による損害は補償対象外となりますのでご注意ください。詳しくは損害保険会社・代理店にご相談ください。

なるほど。火災保険では水道凍結事故による損害も補償する場合がありますか？

はい。水道凍結事故による損害についても火災保険の契約内容によって補償される場合があります。

火災保険の補償内容が良く分かりました。自然災害や水道凍結事故で損害が発生した場合は、損害保険会社・代理店に相談したいと思います。

